「吉田川流域治水部会」規約

（設置）

第1条　鳴瀬川等流域治水協議会（以下「協議会」）の下に、「吉田川流域治水部会」（以下「部会」）を設置する。

（目的）

第2条　本部会は、協議会の取組の一環として、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進するとともに、吉田川流域における流域水害対策について検討することを目的とする。

（部会の構成）

第3条　部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2　部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3　事務局は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求める事ができる。

（実務者会議の構成）

第4条　事務局は、部会構成員の同意を得て、必要に応じて部会の下に実務者会議を置くことができる。

2　実務者会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（部会の実施事項）

第5条　部会は次の各号に掲げる事項を実施する。

2　吉田川流域で行う流域治水の全体像を共有･検討する。

3　吉田川流域で将来起こり得る災害を見据えた対策目標を設定する。

4　流域視点での合意形成と地域の特性に即した効果的な施策を立案する。

5　あらゆる対策を迅速かつ確実に実施するための事業方策の具体化する。

6　部会での検討や実施結果を協議会へ報告する。

7　その他、流域治水に関して必要な事項の実施。

（部会の公開）

第6条　部会は原則として非公開とする。協議会へ報告することにより公開と見なす。

（事務局）

第7条　部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2　事務局は北上川下流河川事務所調査課が行う。

（雑則）

第8条　この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

（附則）

第9条　この規約は、令和4年 8 月 5 日より施行する。

令和4年 11 月 30日改定

令和5年 3 月 24日改定

別表1

吉田川流域治水部会　構成員

仙台市危機管理局長
東松島市長
大崎市長
富谷市長
松島町長
利府町長
大和町長
大郷町長
大衡村長
色麻町長
宮城県　農政部長
宮城県　水産林政部長
宮城県　土木部長
宮城県　北部土木事務所長
宮城県　仙台土木事務所長
宮城県　仙台地方総合ダム事務所長
鶴田川沿岸土地改良区　理事長
国立研究開発法人森林研究･整備機構森林整備センター　東北北海道整備局長
農林水産省　東北農政局　北上土地改良調査管理事務所長
林野庁　東北森林管理局　宮城北部森林管理署長
気象庁　仙台管区気象台　気象防災部長
国土交通省　国土地理院　東北地方測量部長
国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所長

（事務局）
北上川下流河川事務所　　調査課